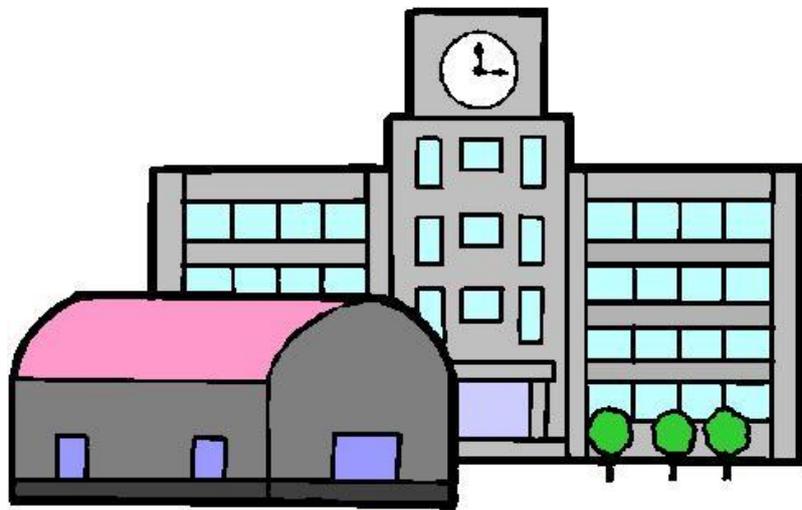


学校跡地利用基本方針



成 田 市

目 次

1. 背景・目的	・・・1
2. 学校跡地利用の基本的な考え方	・・・2
(1) 全市的な行政需要への対応	
(2) 地域住民の利用等、地域ニーズを十分に踏まえた活用	
(3) 民間事業者等の活用	
(4) 中・長期的な視野に立った活用	
3. 利用にあたっての配慮事項	・・・3
(1) 地域防災への配慮	
(2) 暫定利用の検討	
4. 学校跡地利用検討の進め方	・・・4
(1) 検討体制について	
(2) 跡地利用の検討手続き	
5. 対象施設の概要	・・・7

1. 背景・目的

本市では、将来の児童生徒数の推計結果に基づき、小中学校の現状及び長期展望を踏まえ、子供たちにとって、どのような教育環境がもっとも望ましいものであるかという視点や教育の機会等、教育諸条件の公平性を確保する観点から、さらには地域コミュニティへの影響等も勘案しながら、平成20年3月に「学校適正配置調査報告書」を策定した。

その後、同報告書を基に、地域の実情を考慮しながら、学校の統廃合の取組みを進め、既に、複数の学校の統廃合が実施されている。

今後も、いくつかの学校統合が計画、想定されており、大規模な敷地と建物を有する学校跡地について、全市的なまちづくりと地域住民の意向を尊重した地域の活性化という視点から有効に活用していくことが、本市の重要な課題となっている。

そのような状況を踏まえ、今後の学校跡地活用についての指針とするために、跡地利用の基本的な理念や考え方とともに、跡地活用に向けた手続きの基本的な流れについて定めた「学校跡地利用基本方針」を定めることとする。

2. 学校跡地利用の基本的な考え方

(1) 全市的な行政需要への対応

学校跡地については、成田市民共有の貴重な財産であることから、総合計画におけるまちづくりの将来都市像や市の重要施策との整合性に留意し、市域全体の施設の現状を総合的に把握した上での全体最適を目指して、市民全体の利益という観点からの全市的な行政需要へ対応するような有効活用策の実現を図る。

(2) 地域住民の利用等、地域ニーズを十分に踏まえた活用

学校は、地域住民の代々の学びの場として、地域との関わりも深く、地元の核となってきた施設である。

地域住民にとっては、コミュニティや地域活動を支える中心的な場でもあり、地域のシンボリックな存在となってきた。

学校がこうした役割や機能を担ってきたという経緯を踏まえ、跡地の利活用にあたっては、地域の意向、ニーズについては、十分配慮した活用方法とする。

(3) 民間事業者等の活用

民間事業者などの他団体を活用した跡地利用については、市域全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与することに加え、地元の意向も尊重して、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性とともにより市や地域へ与える影響などを十分考慮した上での活用とする。

(4) 中・長期的な視野に立った活用

中・長期的な視野に立ち、新たに生じる行政需要への対応など多様化、高度化する市民ニーズを考慮して、将来を見通した活用とする。

3. 利用にあたっての配慮事項

(1) 地域防災への配慮

学校跡地は、閉校後も、引き続き、市の避難所として指定されているなど、地域防災の拠点施設でもあることから、跡地利用の検討にあたっては、防災拠点施設としての機能面への配慮も十分に行うこととする。

(2) 暫定利用の検討

学校跡地利用については、本格的な活用までには、それ相応の時間を要することが想定されるとともに、中・長期的な視点に立ち、将来的な行政ニーズに弾力的に対応できるよう、新たな行政需要が生じた際の活用にも備えておくことも必要である。

従って、本格活用に至るまでの一定期間については、一時的な行政需要への対応や地域コミュニティの場としての利用、事業者への貸付など、暫定利用も検討する。

なお、利用を認めるにあたっては、利用目的や利用期間などについて必要な検討を行う。

4. 学校跡地利用検討の進め方

学校跡地利用の検討については、大きくは次の考え方にに基づき、進めていくこととする。

(1) 検討体制について

学校跡地利用については、全庁的に組織した「学校跡地利用検討委員会」にて、有効活用策を検討する。

また、地域では、地域住民が主体となった跡地利用の検討組織の中で検討を進めていく。

地域の検討組織と、庁内の検討委員会の事務局である企画政策課、教育総務課とは相互に連携しつつ、市と地域とが協働して跡地利用の検討を進めていくこととする。

(2) 跡地利用の検討手続き

I 全市的な行政需要への対応

① 跡地利用の基本コンセプトの取りまとめ

全市的な観点から跡地利用のニーズ把握を行うとともに、総合計画の理念に基づく将来のまちづくりの視点から、本市の重要施策の実現、課題解決に向けて、跡地にどのような機能を持たせるのがふさわしいかについて検証し、基本コンセプトの取りまとめを行う。

② 基本コンセプト等の課題整理

基本コンセプトとそれに基づき想定される跡地利用案などについて、関係各課とのヒアリングを通じて、どのような課題があるか、課題解決に向けては何が必要か整理する。

II 地域ニーズを踏まえた検討

地域の検討組織による検討内容などの把握、分析を通じて地域の意向、ニーズ把握に努め、それらを十分に踏まえた検討を行う。

Ⅲ 民間事業者等の活用検討

民間事業者等の活用にあたっては、事業内容が市域全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与する内容であるかなどについて、地域の意向も尊重して検討を行う。

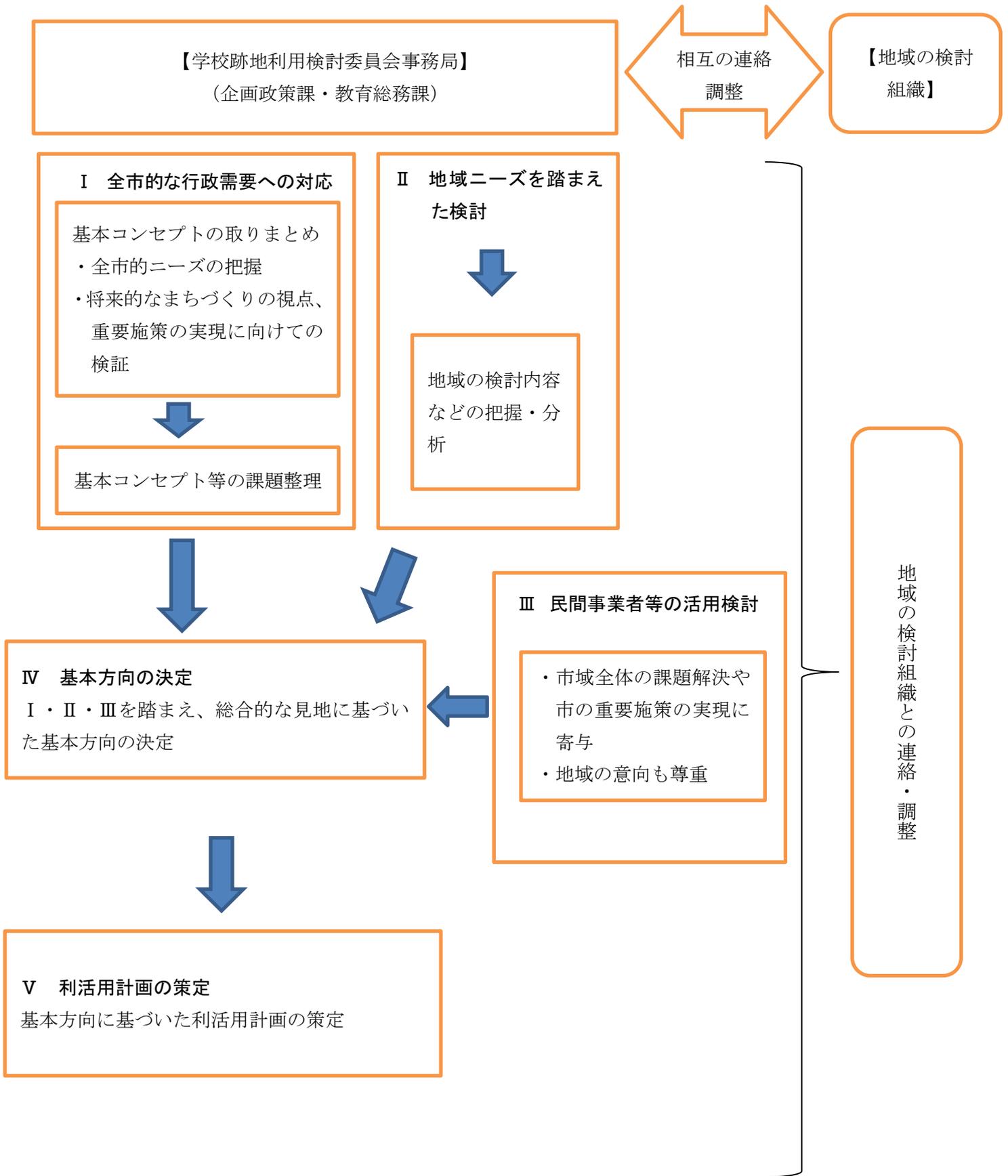
Ⅳ 基本方向の決定

I・II・IIIの各検討内容を踏まえて、全市的な視点からの施設の必要性や地域間バランス、地域の視点に立っての地域コミュニティへの効果など、総合的な見地に基づき、跡地利用についての基本方向を定める。

Ⅴ 利活用計画の策定

基本方向に基づき、より具体化した利活用策の検討を行い、利活用計画としてとりまとめ、事業実現を図る。

《学校跡地利用の検討手続き》



5. 対象施設の概要

		旧久住第二小学校	旧滑河小学校	旧小御門小学校	旧高岡小学校	旧東小学校
敷地面積		11,204 m ²	15,057 m ² ※うち借地 1,342 m ²	16,709 m ² ※うち借地 420 m ²	7,842 m ² ※うち借地 1,629 m ²	13,601 m ²
校舎	建築年	1971年11月	1974年2月	1977年3月	1980年2月	1972年11月
	構造	RC	RC	RC	RC	RC
	階層	2階	2階	2階	2階	2階
	延床面積	1,796 m ²	1,428 m ²	1,271 m ²	1,552 m ²	1,857 m ²
	耐震診断	IS値 0.76	IS値 0.72	IS値 1.43	IS値 0.95	IS値 0.88
体育館	建築年	1980年3月	1984年3月	1985年12月	1988年2月	1981年3月
	構造	RC	RC	RC	RC	RC
	階層	1階	2階	2階	2階	2階
	延床面積	758 m ²	711 m ²	702 m ²	720 m ²	754 m ²
	耐震診断	IS値 0.62	IS値 0.76	IS値 0.73	新基準	IS値 0.96
特別教室棟	建築年			1997年2月		
	構造			RC		
	階層			2階		
	延床面積			481 m ²		
	耐震診断			新基準		
プール	建築年	1972年7月		1997年7月		1973年7月
	規模	25m×15m				25m×15m
暫定利用		なし	運動施設		運動施設	運動施設

		大須賀小	桜田小	前林小	津富浦小	川上小
敷地面積		18,840 m ²	6,712 m ²	8,808 m ²	9,407 m ² ※うち借地 7,496 m ²	14,751 m ²
校舎	建築年	1974年11月	1985年7月	1977年3月	1978年12月	1975年12月
	構造	RC	RC	RC	RC	RC
	階層	2階	3階	2階	3階	2階
	延床面積	1,172 m ²	2,486 m ²	1,618 m ²	1,746 m ²	1,681 m ²
	耐震診断	IS値 0.82	新基準	IS値 0.83	IS値 0.90	IS値 0.83
体育館	建築年	1979年1月	2006年2月	2001年2月	1986年3月	1979年8月
	構造	S	RC	RC	S	RC
	階層	1階	1階	1階	1階	2階
	延床面積	541 m ²	878 m ²	889 m ²	553 m ²	664 m ²
	耐震診断	IS値 0.87	新基準	新基準	新基準	IS値 0.76
特別教室棟	建築年	2000年2月		2002年1月	1998年2月	2003年2月
	構造	RC		RC	RC	RC
	階層	2階		2階	3階	2階
	延床面積	971 m ²		404 m ²	544 m ²	631 m ²
	耐震診断	新基準		新基準	新基準	新基準
プール	建築年					
	規模					
暫定利用						